法人インターネットバンキングサービス「Biz - J ダイレクト」 利用規定一部改定のお知らせ

2022年9月16日付「『当座勘定照合表の一部発行中止』のお知らせ」にてご案内しておりますとおり、当座預金口座を法人インターネットバンキングサービス「Biz - J ダイレクト」(以下、「Biz - J ダイレクト」といいます。)のサービス指定口座へご登録いただいているお客さまは、当該口座における「当座勘定照合表」の発行を中止いたします。

本対応に伴いまして、Biz - J ダイレクト利用規定を次のとおり一部改定いたしますのでお知らせします。

記

1. 変更日

2023年1月4日(水)

2. Biz - J ダイレクト利用規定 改定内容

下線部変更

	<u> </u>
現行	改定後
第1条 Biz - Jダイレクト	第1条 Biz - J ダイレクト
4. サービス指定口座	4.サービス指定口座
(1) ~ (2) 略	(3)サービス指定口座に当座預金口座を
(新 設)	届出する場合は、「当座勘定規定」第22
	条 (残高の報告) にかかわらず、「当座勘
	定照合表」の発行 (郵送) はいたしません。
	第21条 当座預金口座に係る本サービ
	スの契約の解約、サービス指定
	口座の削除
	1. 当座預金口座がサービス指定口座に届
(新 設)	<u>出されている本サービスの契約を解約、ま</u>
	たは当座預金口座をサービス指定口座か
	ら削除した場合、本サービスによる当該預
	金口座の残高、入出金明細を確認すること

ができなくなりますので、当行本支店の窓 口にて当行所定の手続きにより確認して ください。

2. 当座預金口座がサービス指定口座に届出されていても、第20条に定める当行からの解約、取引停止事由に該当する場合は、同条の規定に従い、本サービスを解約、取引停止することができます。これにより、確認できなくなった当該預金口座の残高、入出金明細は、当行本支店の窓口にて当行所定の手続きにより確認してください。

(以下、第22条~30条へ項番繰下げ)

第21条(免責事項等)~第29条(準拠 法·合意管轄) 略

第<u>22</u>条(免責事項等)~第<u>30</u>条(準拠 法・合意管轄) 略

以上